

# 総理官邸における復興再生利用について

総理官邸において、福島県内の除染によって生じた除去土壌の復興再生利用を行います。

## 1. 経緯等

- ・福島県内の除染によって生じた除去土壌等については、「中間貯蔵開始後 30 年以内に福島県外での最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」旨が法律で定められています。
- ・その県外最終処分に向けて鍵となる、除去土壌の復興再生利用の推進に向けて、本日開催された閣僚懇談会において、官房長官より、国民の幅広い理解醸成を図るという観点から、総理大臣のご意向を踏まえ、官邸での復興再生利用を速やかに実施するとの報告がありました。
- ・そのため、今月中に施工できるよう、速やかに必要な準備を進めてまいります。
- ・本件は、復興再生利用の最初の事例となります。

## 2. イメージ図

